

## 錦江町農業委員会 11月定例総会会議録

○ 開催日時 令和5年11月27日（月） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席

推進委員 中野推進委員、白桃推進委員

○事務局職員 事務局次長 坂口 美智代 書記 永田 宗成・折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第29号 農地法第3条許可申請について

議案第30号 農地法第4条許可申請について

議案第31号 農地法第5条許可申請について

議案第32号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

○事務局	ただいまから、令和5年11月定例会を開会いたします。すいません、事務局長がですね南隅林政協議会のほうに1泊2日でお出でしておりますので、私のほうが代理で進行させていただきます。それでは、第2に入りまして、農業委員会憲章朗読を5番の宿利原進委員、お願いします。
○宿利原進委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。8日の日に行われました農用地利用最適化推進会議に、多くの方が出席していただきまして、誠にありがとうございました。農地の貸し借りが、農地バンクへ移行するということで農業委員会としてもどのようになっているのかなと思っておりますが、農地を守るためにともに一緒に頑張っていきましょう。また、いきいき秋祭りが行われましたが、大勢の来場者がおり、大変にぎやかな秋祭りとなっていたようです。できれば農業委員会の皆さんも、全員の方が来場していただけるようお願いいたします。それでは早速ですが、ただいまより令和5年11月錦江町農業委員会定例会の議事を開会します。中野推進委員と白桃推進委員から欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に8番、鍋委員と9番、貫見委員を指名しますので、よろしくようお願いいたします。次に、会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。1ページです。11月の会務報告をいたします。6日、町の定例監査がありました。7日、農地転用制度実務担当者研修会をウェブで、永田が受講しております。8日、地域別農用地利用最適化推進会議に永田、折久木と20名の委員さんの方にお出でしております。16日、錦江町農業振興協議会、安水会長と事務局長と坂口でお出でしております。16から17日、大隅地区農業委員会連絡協議会研修で、宿利原勝吉委員と永田が屋久島町のほうに研修に出しております。22日、5条の転用で神川地区の現地調査を行っております。そして本日27日、11月定例総会となります。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等ありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第29号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため委員の退席を求めなければならない案件もあることから、2回に分けて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号11番について、事務局の説明を

	お願いいたします。
○事務局	はい。では3ページになります。受付番号11番、譲渡人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模は、お目通してください。場所が2筆ありまして、いずれも神川字宮ノ上です。地番は、お目通してください。地目は台帳、現況ともに畑となっております。地積が合計で3,301㎡です。譲受人の方が〇〇さん、皆倉の方です。経営規模については、お目通してください。以上です。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	はい。この土地はですね、〇〇さんと〇〇さんは、親戚関係にありまして、この土地は〇〇さんの、お父さんが、ここに牛舎を建てて一部、牛をここで飼っておりました。これは牛舎がそのまま残っていて、〇〇さんも、人家の中で生産牛をしてたんですが、畜産農家がもう周りにいなくなって、いろいろ迷惑をかけるということで、〇〇さんから相談があり、この土地を〇〇さんが買いました。一部は梅が植えてあるんですが、梅と牛舎という感じになっております。〇〇さんも一生懸命にやっているので、大丈夫だと思います。
○会長	はい。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑ありませんか。
○鍋委員	ちなみに単価はどのくらいですか。
○事務局	金額がですね、いま水流推進委員さんが、畜舎があると言われたんですが、そこの部分は宅地になってますので、それ以外の農地ということで2筆、今回売買で上がっているところです。金額のほうが、宅地全て含めた形で〇〇円だったということなんですが、畑のほうを〇〇円でということでした。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。受付番号11番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号11番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、受付番号12番について審議しますが、公平な審議とするため、〇〇推進委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、受付番号12番です。譲渡人の方が〇〇さん、鶴園の方です。経営規模は、お目通してください。場所につきましては、全部で4筆ありまして田代川原字小牧ノ下に2筆と田代川原字舞原に1筆、田代川原字宮前に1筆です。地番については、お目通してください。地目につきましては、台帳現況とも、いずれも田となっております。地積が合計で3,528㎡です。譲受人の方が〇〇さん、鶴園の方です。経営規模等については、お目通してください。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで貫見委員の報告をお願いいたします。

○貫見委員	はい、報告いたします。〇〇さんは、推進委員でございます。以前から〇〇さんが耕作をされておまして、今回、買って欲しくないかと相手側から相談があり、成立したところでございます。全部で〇〇円だったそうでございます。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。
○会長	はい。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。受付番号12番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号12番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。続いて、議案第30号農地法第4条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では5ページになります。受付番号2番、申請者の方が〇〇さん、笹原の方です。場所が馬場字昭和5621番13、地目が台帳現況とも畑です。地積が989㎡です。転用目的につきましては、農業用倉庫ということで、現在の倉庫が手狭になったため、新たに建設したいということです。次のページからが、位置図とかですね、図面になっておりますが、先月ですね、農振の用途区分変更のほうで、申請があった分の今度は転用の分の申請になっておりますので、詳細については、割愛させていただきます。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで笹原推進委員の報告をお願いいたします。
○笹原推進委員	この農地ですけれども、前回は農振の説明でしたとおりに、隣接する畑には段差があり、畑に建物の影をすとか、そういう問題もないと思っておりますので、問題ないかと思っております。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第30号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、議案第30号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて、議案第31号農地法第5条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。11ページになります。受付番号1番の申請人の方が〇〇と〇〇さん、いずれも神川上の方です。場所につきましては、5筆ありまして、いずれも神川字村ノ後です。地番につきましては、お目通しください。地目が台帳現況とも、いずれも田となっております。地積が合計で1,079㎡です。転用目的につきましては、資材置場及び駐車場にしたいということになっております。受付

	<p>番号2番の申請人の方が、1番と同様に〇〇と〇〇さんです。いずれも神川上です。場所につきましては2筆ありまして、神川字琵琶ノ崎です。地番については、お目通しください。地目が台帳現況とも、畑となっております。地積が合計で2,676㎡です。こちらのほうの転用目的は、建設残土置場にしたいということです。次のページからが、位置図等になっておりまして、村ノ後の方は6月に農振除外の申請があったところが、今度、転用の申請が出てきておりまして、12ページでは分かりづらいので14ページを見ていただきますと、神川の旧橋を渡ってすぐ右に入ったところの農地になっておりまして、申請者の事務所の隣の農地になっております。15ページも位置図となっております。16ページが配置図で、駐車場、倉庫、資材置場、残土置場とかですね、そういったことに使いたいということで、申請が上がってきております。2番のほうは、この17ページからになりまして、場所的にですね、ちょっと分かりづらいんですが、19ページでもちょっと分かりづらいんですけども、19ページのですね左側のほうに鹿児島農場の豚舎があるんですが、その目の前の、ちょっと細い農道を下っていたところにある農地となっております。こちらのほうは、残土置場にしたいということで、転用の申請が上がってきております。20ページにも位置図があるんですけども、ちょっとなかなか分かりやすい地図がなかったんですけど場所のおおむねの位置としてはこのような場所で、21ページが配置図というふうになっております。こちらのほうにつきましては全て残土置場にしたいということで、申請が上がってきております。以上になります。</p>
<p>○会長</p>	<p>事務局からの説明がありましたが、ここで徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>○徳永委員</p>	<p>報告いたします。まず受付番号1番の農地ですが、これは今年の6月の総会で農振除外の申請をして、承認された案件ですので、説明は省きます。2番の琵琶ノ崎の場所ですが、この土地はですね5年ぐらい前から、遊休農地となっていました。解消するように指導をしていましたが、所有者が代表となっている会社の建設残土置き場として使用したいとのことで、転用の申請があったところです。現地はですね三方を山、それから東側が道路となっております、転用許可したとしても、周辺の農地に影響はないものというふうに判断しますんで、転用は致し方ないかなというふうに思っております。審議をよろしくお願いたします。</p>
<p>○会長</p>	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>○委員</p>	<p>なし。</p>
<p>○会長</p>	<p>質疑なしと認め採決します。お諮りいたします。議案第31号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
<p>○委員</p>	<p>なし。</p>
<p>○会長</p>	<p>異議なしと認めます。したがいまして議案第31号については、原案のとおり</p>

	<p>り許可することに決定しました。続いて議案第 32 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、ここでお諮りいたします。資料のとおりこの議案は 104 筆の審議となっていることから、担当委員の報告は新規の案件のみとすること、また公平な審議を行うため委員の退席を求めなければならない案件もあることから 6 回に分けて審議したいと思いますが、異議ございませんか。</p>
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号 135 番から 177 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	<p>はい、では 23 ページからになります。受付番号 135、136 番の貸し人の方が〇〇さん、南大隅町の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも田代川原字楠ハエです。地番は、お目通しください。地目が 2 筆とも畑となっております。地積が合計で 5,787 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 1 日から令和 15 年 11 月 30 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、南大隅町です。受付番号 137 番の貸し人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。場所が田代川原字鳥淵下原 4074 番、地目が田、地積が 2,059 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 11 月 28 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。受付番号 138 番の貸し人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。場所は田代川原字鳥淵ノ上 4009 番 1、地目が田、地積が 983 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 11 月 28 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。受付番号 139 と 140 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも田代麓字立神です。地番は、お目通しください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 2,550 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 8 月 31 日までです。小作料は 2 筆で米〇〇です。借り人の方が〇〇さん、大原の方です。受付番号 141 から 145 番の貸し人の方が〇〇さん、大原の方です。場所は 5 筆ありまして、いずれも田代麓字立神です。地番は、お目通しください。地目は 5 筆とも田です。地積が合計で 3,643 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が 5 筆で米〇〇です。借り人の方が〇〇さん、大原の方です。受付番号 146 番の貸し人の方が〇〇さん、大阪府の方です。場所が神川字井手口 2787 番、地目が田、地積が 657 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、神川上です。ページめくりまして、受付番号 147 と 148 の、貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所が 2 筆ありまして、神川字井手ノ河と神川字原田に 1 筆ずつです。地番は、お目通しください。地目が 2 筆とも田です。地積が合計で 2,516 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が 2 筆で〇〇円です。借り人の方が〇〇、神川上です。受付番号 149 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中です。場所が神川字真手ヶ山</p>

4610 番地、地目が畑、地積が 1,293 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 150 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が神川字山頭 4705 番、地目が畑、地積が 3,875 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上です。受付番号 151 番の貸し人の方が〇〇さん、神奈川県の方です。場所が神川字ナメリノ上 5910 番 1、地目が畑、地積が 6,999 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 152 番の貸し人の方が〇〇さん、皆倉の方です。場所が神川井手ノ河 3019 番 2、地目が田、地積が 417 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料は米〇〇です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 153 番の貸し人の方が〇〇さん、大阪府の方です。場所が神川字真手ヶ山 4609 番 1、地目が畑、地積が 1,362 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 154、155 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が 2 筆ありまして神川字原田と神川字ヤ子添にあります。地番は、お目通しください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 1,659 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料は、全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 156 番の貸し人の方が〇〇さん、愛知県の方です。場所が神川字河崎 2626 番 1、地目が田、地積が 1,059 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日です。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上です。受付番号 157 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中です。場所が神川字原田 3203 番 2、地目が田、地積が 1,186 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 158 番の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所が神川字北鶴 2666 番、地目が田、地積が 1,735 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 159、160 の貸し人の方が〇〇さん、皆倉の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも神川字原田です。地番は、お目通しください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 1,031 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料が全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 161 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字中尾 4742 番、地目が畑、地積が 2,209 の内の 1,000 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方は〇〇さん、神川上の方です。受付番号 162、163 の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも馬



場字天松院ノ下です。地番は、お目通しください。地目が2筆とも田で、地積が合計で960㎡です。期間が令和5年12月15日から令和8年12月14日までです。小作料が全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上です。受付番号164、165番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が2筆ありまして、いずれも馬場字天松院ノ下です。地番は、お目通しください。地目が2筆とも田で、地積が合計で1,330㎡です。期間が令和5年12月15日から令和8年12月14日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号166番の貸し人の方が〇〇さん、厚ヶ瀬の方です。場所が馬場字天松院ノ下1937番2、地目が田、地積が451㎡です。期間が令和5年12月15日から令和8年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号167番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字迫3286番3、地目が田、地積が659㎡です。期間が令和5年12月15日から令和10年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号168番の貸し人の方が〇〇さん、兵庫県の方です。場所が神川字原田3227番、地目が田、地積が1,023㎡です。期間が令和5年12月15日から令和8年12月14日までです。小作料は米〇〇です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号169番の貸し人の方が〇〇さん、大阪府の方です。場所が神川字木場下2918番1、地目が田、地積が621㎡です。期間が令和5年12月15日から令和10年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、神川上の方です。受付番号170番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は神川字木場下2902番2、地目が田、地積が372㎡です。期間が令和5年12月15日から令和10年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号171番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字西ケノ木5307番1、地目が畑、地積が5,842㎡です。期間が令和5年12月15日から令和8年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川中の方です。受付番号172番の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所が神川字瀧ノ上5176番、地目が畑、地積が3,213㎡です。期間が令和5年12月15日から令和8年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川中の方です。受付番号173番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が神川字原田3216番2、地目が田、地積が662㎡です。期間が令和5年12月15日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川新町の方です。受付番号174番の貸し人の方が〇〇さん、茨城県の方です。場所が神川字丸尾7382番3、地目が畑、地積が4,091㎡です。期間が令和5年12月15日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川新町の方です。受付番号175番の貸し人の方が〇〇さん、大阪府の方です。場所が神川字渋谷4667番1、地目が畑、地積が456㎡です。

	<p>期間が令和5年12月15日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川新町の方です。ページめぐりまして、受付番号176番の貸し人の方が〇〇さん、塩屋の方です。場所が馬場字平和971番、地目が田、地積が1,386㎡です。期間が令和5年12月15日から令和7年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川新町の方です。受付番号177番の貸し人の方が〇〇さん、鳥井戸の方です。場所が馬場字芝山427番、地目が田、地積が220㎡です。期間が令和5年12月15日から令和7年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川新町の方です。あと別冊で借り人の方のですね、経営の状況等があります。4ページにわたってありますので、そちらのほうも参考で、お目通しください。以上になります。</p>
○会長	<p>はい。事務局からの説明がありましたが、ここで、137と138について、元丸委員の報告をお願いいたします。</p>
○元丸委員	<p>はい、報告します。貸し人の〇〇さんが高齢のために農業をやめるということで、〇〇さんと〇〇さんに相談しましたところ成立したところでございます。〇〇さんも〇〇さんも別に仕事に勤めながら、休日と仕事が帰ってから一生懸命稲作を頑張っております。またこの2人とも鳥淵集落に営農組合がありまして、田植機とかコンバイン等もありますので、共同作業で一生懸命頑張っております。農地のほうもきれいに管理されておりますので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、162から166と170について、徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>162から166までをまず説明いたします。この162から166までは現地が2枚の田んぼになっていまして、〇〇さんが中心として米を作っていました。で、米の後の裏作でジャガイモを〇〇さんが、裏作でジャガイモを作っていたんですけれども、来年からもう米づくりをやめるという〇〇さんの話がありまして、1年間通してこの2枚の田んぼを借りようということになった案件です。2枚の田んぼになってますが、登記がこの3名、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名になっておりましたので、それぞれ個別で契約をした内容です。〇〇さん、神川のほうに、田んぼ、畑を持っておられますが、よく管理をされておりますので、場所はちょっと遠くなりますけれども問題ないというふうに思います。それから170番の〇〇さんと〇〇さんの田んぼですが、これ3年前にですね、〇〇さんと〇〇さん、利用権の契約を結んでたんですが、その利用権設定の書類がですね、基盤法の書類でなかったものですから、今度新しく、契約切れの今年を利用して、基盤法の利用権設定の書類に切替えたという内容です。〇〇さんは、〇〇さんと同級生でもあるんですが、よく田んぼ、畑を息子さんと一緒に、管理されておりますので、これも問題ないというふうに考えております。以上です。</p>
○会長	<p>はい。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 135 から 177 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 135 番から 177 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 178 番から 204 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。受付番号 178 番の貸し人の方が〇〇さん、馬場の方です。場所は田代麓字大根田 24 番 1、地目が田、地積が 1,924 m <sup>2</sup> です。期間は令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、中村の方です。受付番号 179 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は田代麓字大根田 32 番、地目が田、地積が 1,146 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、東中郡の方です。受付番号 180 番の貸し人の方が〇〇さん、中村の方です。場所は田代麓字宮ノ前 3014 番、地目が田、地積が 2,164 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、東中郡の方です。受付番号 181、182 の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は田代麓字長尾と田代川原字菖蒲ヶ迫に一筆ずつあります。地番は、お目通してください。地目は 2 筆とも畑です。地積が合計で 5,787 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料は、全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、盤山の方です。受付番号 183 番の貸し人の方が〇〇さん、山下の方です。場所が田代麓字中村上原 5580 番、地目が畑、地積が 3,206 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は 10a 当たり〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 184 番の貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所が田代麓字中村上原 5569 番 1、地目が畑、地積が 2,719 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は 10a 当たり〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、六反田の方です。受付番号 185 から 187 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は 3 筆ありまして、いずれも馬場字広畑です。地番は、お目通してください。地目は 3 筆とも田です。地積が合計で 2,642 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で米〇〇です。借り人の方が〇〇さん、半下石の方です。受付番号 188、189 の貸し人の方が〇〇さん、川北の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも馬場字下ノ船です。地番は、お目通してください。地目は 2 筆とも畑です。地積が合計で 4,676 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川北の方です。受付番号 190 から 193 番の貸し人の方が〇〇さん、段中野の方です。場所が 4 筆ありまして、いずれ

も城元字池ノ尾です。地番は、お目通してください。地目は全て畑です。地積が合計で 13,036 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川北の方です。受付番号 194 番の貸し人の方が〇〇さん、表木の方です。場所が田代麓字小田 2543 番 1、地目が田、地積が 1,283 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、岩崎の方です。受付番号 195 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が城元字押切 1454 番 1、地目が田、地積が 2,122 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、木原の方です。受付番号 196 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が馬場字芝山 487 番 1、地目が田、地積が 771 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、鳥井戸の方です。受付番号 197 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字真手ヶ山 4602 番 1、地目が畑、地積が 2,023 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 198 番の貸し人の方が〇〇さん、神川新町の方です。場所が神川字河崎 2628 番 2、地目が田、地積が 459 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料なんですけど、ここですいません、訂正をお願いいたします。米〇〇となっておりますけれども、こちら米〇〇ということで、すいませんが訂正をお願いいたします。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 199、200 番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも神川字真手ヶ山です。地番は、お目通してください。地目は 2 筆とも畑です。地積が合計で 1,662 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 201 番の貸し人の方が〇〇さん、神川上の方です。場所が神川字曲迫 4921 番 1、地目が畑、地積が 2,382 m<sup>2</sup>の内 1,000 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 202 番の貸し人の方が〇〇さん、皆倉の方です。場所が神川字西道原一 4045 番、地目が畑、地積が 3,452 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が 10a 当たり〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 203 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が神川字中石木場 5850 番 4、地目が畑、地積が 1,383 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、才原の方です。受付番号 204 番の貸し人の方が〇〇さん、指宿市の方です。場所が田代麓字松ノ崎 4994 番 10、地目が畑、地積が 2,755 m<sup>2</sup>です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料が〇〇

	円です。借り人の方が〇〇さん、中西の方です。借り人の方の詳細が先ほどのA4の用紙をご覧ください。以上です。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで178と179について、鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	はい、説明をいたします。受付番号178番ですが、場所は田代中央運動公園の近くになります。昨年まで別の方が耕作をされておりましたが、体調を崩されまして、本年1年のみのつもりで〇〇さん、借手の方に耕作を依頼されておりましたが、これは当然地主さんの了解のもとでしたが、しかし、体調が元に戻らないということから、合意解約となりました。このことから、今年1年耕作されていた〇〇さんに相談の結果、成立したものです。〇〇さんは50頭規模の牛の生産農家です。年齢もまだ31歳と若く、圃場管理、意欲等、錦江町の定める要件全て満たしていると思われまますので、問題はないと思います。次に179番ですが、これは8月にあっせんに上がってきたものです。圃場は先ほど説明をしました178番の圃場の近くになります。〇〇さんは水稲及び園芸を手広く耕作されております。年齢もまだ20代と大変若い方ですが、意欲のある方です。何ら問題はないものと考えます。よろしく申し上げます。
○会長	次に202号について、水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	〇〇さんは認定農業者でもありますし、農地等の管理もしっかりしていますので、何ら問題ないと思います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号178番から204番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号178番から204番については原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号205号について審議しますが、公平な審議とするため〇〇委員は退席をお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい28ページになります。受付番号205番の貸し人の方が〇〇さん、神川中の方です。場所が神川字真手ヶ山4612番、地目が畑、地積が3,639㎡です。期間が令和5年12月15日から令和10年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、ここで水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	〇〇君は、大根をつくっておられて、掛け干し大根ですが、畑周りもきれいにされているので、何ら問題ないと思います。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。

○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号第 205 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 205 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ここで、○○委員の入室を認めます。次に受付番号 206 号について審議しますが、公平な審議とするため○○委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、受付番号 206 番です。貸し人の方が○○さん、長崎県の方です。場所が田代麓字中村上原 5547 番 1、地目が畑、地積が 1,163 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日までです。小作料は○○となっております。借り人の方が○○さん、平石の方です。借り人の方の詳細につきましては、先ほどの用紙をご覧ください。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	はい、説明をいたします。まず場所は、田代中学校の隣にあります国営事業で開発されました団地になります。借り手の○○さんは、農業委員をされておられますし、認定農業者でもあられます。また現在の畑では、年によってですが、インゲンなりブロッコリーなりと野菜を植えられております。錦江町の定める要件は全て満たしていると思われしますので、何ら問題はないものと思います。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 206 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 206 号については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで、○○委員の入室を認めます。次に受付番号 207 番から 212 番について審議しますが、公平な審議とするため○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、受付番号 207 番から 212 番の貸し人の方が○○さん、下の方です。場所はいずれも田代麓字扇島です。地番については、お目通しください。地目が 6 筆とも畑となっております。地積が合計で 11,462 m <sup>2</sup> です。期間が令和 5 年 12 月 15 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で○○円です。借り人の方は○○、木場です。借り人の方の詳細につきましては、先ほどの別紙をご覧ください。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで毛下委員の報告をお願いいたします。
○毛下委員	○○委員は、農業委員でもあります。借り手の○○さんは、農地などきれいにされてますので問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありますか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 207 番から 212 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 207 番から 212 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に受付番号 213 番から 238 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、29 ページからになります。これからの案件につきましては、農地中間管理事業に基づくものですので、借り人の方は、県の地域振興公社となっております。また期間につきましても全て令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までとなっておりますので、こちらのほうは説明を省略させていただきます。それでは受付番号 213 から 216 番の貸し人の方が○○さん、薩摩川内市の方です。場所が 4 筆ありましていずれも神川字黒瀬です。地番は、お目通してください。地目は 4 筆とも畑です。地積が 15,696 m <sup>2</sup> です。小作料が全部で○○円です。受付番号 217 から 221 番の貸し人の方が○○さん、才原の方です。場所は 5 筆ありまして神川字椎木に 1 筆、神川字才原に 4 筆です。地番は、お目通してください。地目は 5 筆とも畑です。地積が 19,778 m <sup>2</sup> です。小作料は全部で○○円です。受付番号 222 番の貸し人の方が○○さん、上柴立の方です。場所が田代麓字溝下 640 番 1、地目が田、地積が 2,867 m <sup>2</sup> です。小作料が○○円です。受付番号 223 から 225 番の貸し人の方が○○さん、東中郡の方です。場所が 3 筆ありまして、田代麓字原田と田代麓字迫田と田代麓字前田です。地番は、お目通してください。地目は、3 筆とも田です。地積が合計で 3,806 m <sup>2</sup> です。小作料は全部で○○円です。ページめくりまして、受付番号 226 番の貸し人の方が○○さん、鹿屋市の方です。場所が田代麓字屋敷ノ下 2028 番 1、地目が田、地積が 955 m <sup>2</sup> です。小作料は○○円です。受付番号 227 番から 230 番の貸し人の方が○○さん、鹿屋市の方です。場所が 4 筆ありまして田代麓字山神と田代麓字牧原川原に 1 筆。田代麓字桂廻に 2 筆あります。地番は、お目通してください。地目は田が 2 筆と畑が 2 筆です。地積が合計で 2,608 m <sup>2</sup> です。小作料は合計で○○円です。受付番号 231 番の貸し人の方が○○さん、山下の方です。場所が田代麓字牧原川原 2662 番 1、地目が田、地積が 1,051 m <sup>2</sup> です。小作料が○○円です。受付番号 232 番の貸し人の方が○○さん、山下の方です。場所が田代麓字桂廻 2785 番、地目が畑、地積が 750 m <sup>2</sup> です。小作料が○○円です。受付番号 233、234 番の貸し人の方が○○さん、山下の方です。場所は 2 筆ありましていずれも田代麓字桂廻です。地番は、お目通してください。地目が 2 筆とも畑です。地積が合計で 2,135 m <sup>2</sup> です。小作料は合計で○○円です。受付番号 235 番の貸し人の方が○○さん、山下の方です。場所が田代麓字桂廻

	2808 番 1、地目が畑、地積が 2,336 m <sup>2</sup> です。小作料が〇〇円です。受付番号 236 番の貸し人の方が〇〇さん、山下の方です。場所が田代麓字桂廻 2784 番、地目が畑、地積が 2,748 m <sup>2</sup> です。小作料は〇〇円です。受付番号 237、238 番の貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所が 2 筆ありまして、いずれも田代麓字土屋です。地番は、お目通しください。地目は 2 筆とも田です。地積が合計で 1,931 m <sup>2</sup> です。小作料は合計で〇〇円です。この分の配分計画案につきましてははですね A 3 の用紙がありまして、両面になっておりまして裏表印刷してあります。このうち 5、6、7 番につきましては、借り人の変更に係る分の配分計画案になっております。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 213 番から 238 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 213 番から 238 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。以上で、令和 5 年 11 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それではこれをもちまして、令和 5 年度 11 月錦江町農業委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者